

第10回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月20日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

<p>1. 開催日時 令和4年10月20日(木)午後2時00分～2時32分</p> <p>2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室</p> <p>3. 出席委員(15人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：3番 栗野 隆夫、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、8番 川上 恵、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏</p> <p>4. 欠席委員(3人) 2番 田中 雄二、4番 仲澤 清一、14番 堀江 恒夫</p> <p>5. 出席推進委員(0人)</p> <p>6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 空き家に付属した農地の指定申請について 日程第5 議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画(第244号)の承認について</p> <p>7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇、主査 大橋 伴美</p> <p>8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。</p>	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和4年第10回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、2番 田中 雄二 委員、4番 仲澤 清一 委員、14番 堀江 恒夫 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中15名で定足数の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会議事規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は18番 相吉澤 宏 委員、3番 栗野 隆夫 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 と 大橋 伴美 氏 を指名いたします。それでは、次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番、2番について、18番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18番 相吉澤 宏 委員	10月17日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、親族、いとこの子。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、水稻、緑花木。農業従事年数及び農業形態、約40年。第2種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われれます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
	10月18日、現地調査、代理人への聴き取り調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。主たる経営作物、里芋、馬鈴薯、ブロッコリー、さつまいもを予定。農業従事年数及び農業形態、約3年。第2種

<p>(18番 相吉澤 宏 委員)</p>	<p>兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター2台。取得地への通作距離、約0.1km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。下限面積要件、問題なし。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のおおりにありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番の、空き家バンクに登録されている空き家の番地はいくつか。</p>
<p>15番 石岡 幸雄 委員</p>	<p>●●●です。</p>
<p>事務局長 (相ヶ瀬)</p>	<p>< 他に質疑なし ></p>
<p>議長</p>	<p>ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のおおりに許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 ></p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のおおりに許可することに決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
<p>事務局 (大橋)</p>	<p>< 議案第2号 議案書の朗読 ></p>
<p>議長</p>	<p>それでは、調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、13番 中村 東 委員をお願いいたします。</p>
<p>13番 中村 東 委員</p>	<p>10月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のおおりにあります。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第2種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が道を挟んで宅地。同意書、無。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、夫と2人で●●●に居住しているが、夫の定年退職を機に転用事業者の生まれ故郷である那須烏山市に移住することになり、新たな住宅の建築を計画し、今回、申請地について取得することができるようになったため、申請に至った。転用面積、445㎡。転用目的、</p>

<p>(13番 中村 東 委員)</p>	<p>一般住宅 木造平屋建 1階 79.49 m²。建築面積、81.15 m²。進入路、南側。市道に接続する部分の2筆については、隣接地の所有者から持ち分2分の1を購入し共有使用する。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内 自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、令和4年11月1日から令和5年10月31日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号2番について、19番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。</p>
<p>19番 塩野目 富夫 委員</p>	<p>10月18日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号2及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、農用区域内農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が雑種地、西が雑種地、南が道を挟んで雑種地、北が宅地。同意書、無。権利の移転、設定、賃借権の設定、許可日から令和5年8月31日まで。転用計画、転用事業者は●●●に本店を有し、太陽光発電事業等を行っているが、今回、申請地に隣接する山林において太陽光発電事業の工事を行うにあたり工事用車両の仮設進入路が必要となり、条件が良い申請地を借用することができることになり、申請に至った。転用面積、2,049 m²のうち119.34 m²。転用目的、工事用車両仮設進入路。仕様、鉄板を敷き、車両が通るスロープ部の鉄板との間にはフレコンバッグ等に土や砂利を入れたものを配置し、圧力が均一にかかるようにする。代替性検討、土地選定経過書あり。雨水排水、敷地内 自然浸透。貸借終了後の対応、鉄板等の設置物を撤去し農地へ復旧する。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付有。事業着工の時期、許可日から令和5年8月31日まで。その他 他法令等との関係等、林地開発許可も申請中のため、農転許可日をその許可日に合わせる。土壌汚染対策法については届出済。埋蔵文化財包蔵地に該当するが、確認調査の結果、工事可。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>事務局長 (相ヶ瀬)</p>	<p>整理番号2番の林地開発許可については、今週許可が下りておりますので、申し添えます。</p>
<p>議長</p>	<p>調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。整理番号1番について、10番 小川 雄三 委員、何かありますか。</p>
<p>10番 小川 雄三 委員</p>	<p>周辺が住宅なので、問題ないと思われます。</p>

議長	整理番号2番について、16番 荒井 喜代子 委員、何かありますか。
16番 荒井 喜代子 委員	埋蔵文化財があるため、工事中に何か出てきた場合にどういう対応をするのかについては地元で心配しているところ。その辺りを適切に対応いただければと思う。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようです。申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。次に、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（大橋）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員をお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	10月3日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第3号 整理番号1のとおりです。空き家バンク登録状況、未登録。登録予定住所、●●●。添付書類の有無、案内図、有。登記簿謄本、有。公図（写し）、有。農地の状況、除草が必要。耕作、可。面積要件、問題なし。指定申請理由、申請人は相続により、登録予定物件を管理していたが、管理が困難になり、必要としている者に譲ろうとし、農地付き空き家として空き家バンクに登録するため、今回の申請に至った。以上、農地を調査した結果、面積及び位置関係等基準第4条を満たしており、空き家に付属した農地として指定できると判断いたします。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
	< 質疑なし >

議長	<p>ただいま上程中の 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、質疑がないようですので、申請のとおり指定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第4 議案第3号 「空き家に付属した農地の指定申請について」 は、申請のとおり指定することに決定いたしました。次に、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第244号）の承認について」を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。</p>
事務局（大橋）	<p>< 議案第4号 議案書の朗読 ></p>
議長	<p>内容について、事務局から説明していただきます。</p>
事務局（中山）	<p>議案第4号 那須烏山市農用地利用集積計画（第244号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第244号）については、新規1件、更新41件です。利用権の設定を受ける者27名、利用権を設定する者39名です。利用権の設定面積は、222,783㎡です。令和4年度 累計は、373,597㎡です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等につきましては資料のとおりです。なお、本計画は、令和4年10月31日公告予定です。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>< 質疑なし ></p>
議長	<p>ただいま上程中の 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第244号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。</p> <p>< 異議なしの声 ></p>
議長	<p>異議なしと認め、日程第5 議案第4号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第244号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。</p>

(議長)

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。

(午後 2時 32分)

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月20日

議 長

18 番

3 番